

事 務 連 絡

平成18年4月13日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づくサイクラミン酸検査対象業者について

標記については、平成18年3月31日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、検査対象業者の名称変更に伴い、新旧双方の名称が届出時に使用されていた事例があったことから、下記の業者名を追加することとしましたので、ご了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、平成18年3月31日付け事務連絡の別表2を別紙の通り改めます。

記

追加業者名

台 湾 ・ TAIWAN TRUSNEX FOOD CO.,LTD

(旧名称：CHINA TRUSNEX FOOD CO.,LTD)